

「人生の最終段階」における医療・ケア意思決定支援の指針

1. 基本方針

厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、富良野協会病院で人生の最終段階を迎える患者が、その人らしい生き方で最期を迎えられるよう、多職種から構成される医療・ケアチーム（以下、「医療・ケアチーム」と略す）で、患者とその家族等に対して適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を尊重し、望ましい医療・ケアを提供することに努める。

2. 「人生の最終段階」の定義

- (1) がんの末期のように、予後が数日から長くとも2～3カ月と予測が出来る場合
- (2) 慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合
- (3) 脳血管疾患の後遺症や老衰など数カ月から数年をかけて死を迎える場合

なお、どのような状態が人生の最終段階かは、患者の状態を踏まえて、医療・ケアチームにて判断するものとする。

3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- (1) 医師と多職種の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人がその医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を尊重としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めるものとする。
- (2) なお、本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人は自らの意思をその都度、伝えられるよう医療・ケアチームは支援し、本人との話し合いが繰り返し行われることが重要である。
- (3) 本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の患者が信頼できる者も含めて、本人との話し合いが繰り返し行われることが重要である。この話し合いに先立ち、本人は自らの意思を推定する者として特定の家族等を前もって定めておくことも必要である。
- (4) 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・非開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等の判断決定は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性をもとに慎重に決定する。

(5) 医療・ケアチームは、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人や家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行うこととする。

(6) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、対象としない。

4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は以下によるものとする。

(1) 本人の意思の確認ができる場合

① 方針の決定は、本人の状態に応じて専門的な医学的検討を経た後、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされなければならない。そのうえで本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた後、本人による意思決定を基本とし、医療・ケアチームとして方針の決定を行うこととする。

② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適宜、適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援が行われる必要がある。なお、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性もあることから、家族等も含めた話し合いが繰り返し行われることも必要である。

③ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、診療記録にまとめておくものとする。

(2) 本人の意思の確認ができない場合

本人の意思確認ができない場合には、以下の手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要がある。

① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。

② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。

③ 家族等がいない場合や家族等が医療・ケアチームに判断を委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。

④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、診療記録にまとめておくものとする。

(3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記(1)及び(2)の場合において、方針の決定に際し

- ・医療・ケアチームの中で医療従事者の心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- ・本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- ・家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合は、第三者を含めた話し合いの場を別途設置し、方針等についての検討及び助言を提案する必要がある。なお、必要に応じて、専門家に助言を求めることも可能とする。

5. 参考資料

厚生労働省「人生会議してみませんか？」

2024年6月1日